

令和5年長浜市農業委員会8月定例総会会議録

令和5年8月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第157号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第158号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第159号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第160号	農用地利用集積計画案について
議案第161号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第162号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

2番 中川 半弥 3番 家倉 和行

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和5年8月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、本日の会議次第について説明いたします。今月の審議事項につきましては3条申請が14件、4条申請が2件、5条申請が12件と、農用地利用集積計画案の決定、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交代承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る8月3日に当番委員、15番の大塚高司委員、16番の阿辻康弘委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただ

いたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしく願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の議事録署名委員報告、2番の中川半弥委員、3番の家倉和行委員、両委員よりしくお願いします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は6件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、平方町地先、田1筆、132㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南西に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

番号2、土地の表示、神照町地先、田1筆、518㎡を資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は自己所有農地、西は道路、南は宅地、北は道路です。

番号3、土地の表示、室町地先、田1筆、364㎡の内16㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

番号4、土地の表示、新庄寺町地先、田1筆、211㎡を資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は田、西は里道、南は畑、北は道路です。

番号5、土地の表示、神照町地先、田1筆、268㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は田、南は宅地、北は宅地です。

番号6、土地の表示、十里町地先、田1筆、3.85㎡を宅地、通路に転用したい旨の届出が

ありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は雑種地です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は10件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田1筆、44㎡を売買により宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路です。本件は室町土地区画整理事業区域内の農地で、令和4年10月17日付4条届出受理済の農地で、造成も済んでいる農地ですが、今般売買が成立し、本届出となったものです。本来ならば、一度届出を受理しており造成も済んでいる為、再度、届出は不要なのですが、法務局より、再度、5条届出を出すよう指示があったため、所在や面積を併記しているのも登記申請上必要との指示があったからです。

番号2、土地の表示、八幡中山町地先、田1筆、550㎡を売買により事務所するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

番号3、土地の表示、神照町地先、田1筆、217㎡を売買により住宅用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は田、西は道路、南は宅地、北は道路、宅地です。

番号4、土地の表示、神照町地先、田1筆、140㎡を売買により住宅用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は田、西は田、南は宅地、北は道路です。

番号5、土地の表示、室町地先、田1筆、152㎡を売買により住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路です。本件も、室町土地区画整理事業区域内の農地で、令和4年10月24日付4条届出受理済の農地で、造成も済んでいる農地ですが、今般売買が成立し、本届出となったもので、番号1と同様の理由での届出です。

番号6、土地の表示、神照町地先、田1筆、599㎡、畑1筆、13㎡、合計612㎡を売買により分譲住宅地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は田、西は水路、南は宅地、畑、北は宅地です。

番号7、土地の表示、南高田町地先、田3筆、523㎡を売買により住宅用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は

道路、西は田、南は宅地、北は宅地です。

番号8、土地の表示、南高田町地先、田1筆、243㎡を売買により住宅用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は田、西は道路、南は畑、北は宅地です。

番号9、土地の表示、榎木町地先、田1筆、307㎡を売買により分譲宅地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は雑種地、南は宅地、北は里道です。

番号10、土地の表示、榎木町地先、田1筆293㎡を売買により分譲宅地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は雑種地、南は里道、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計1筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田6筆、10,149㎡の解約です。今回の解約は全て相対による解約で、耕作目的のための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

私から農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、番号5についてお聞きします。面積が152㎡と記載があり、この横に記載されている小さな数字はどういうことでしょうか。

(事務局)

お答えします。土地区画整理事業をやっており、この室町の3筆が合わさって今回の新しい土地になるのですが、その元の面積が足されたものに、道路などが引かれて152㎡で返ってくるという意味でございます。

(会長)

はい、分かりました。

他にございませんか。

(廣部委員)

減少が大きいのですが、評価が関係しているのですか。

(事務局)

道路や公園など、この区画整理をするために、売却されるところもあります。一部を売却し、造成工事をされることも結構あります。

(廣部委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第157号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第157号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が14件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、加田町地先の田1筆、105㎡と、畑1筆、195㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田と畑で、一部は果樹が植えられており、一部は雑草が繁茂していましたが、耕作再開が可能な状況です。譲受人は、他市の方ですが、現在申請地隣接の農地を耕作されています。一方、譲渡人は高齢となり耕作ができないことから、夫の弟である耕作可能な譲受人と話がまとまり、申請されたものです。

番号2、土地の表示、下八木町地先の畑1筆、167㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ、雑草等が繁茂していましたが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は病弱で、耕作ができないとのことで、同じ集落で耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、大井町地先の畑1筆、271㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、野菜の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲受人は申請地の隣に居住しており、管理がしやすいことなどから、両方で話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、高月町落川地先の畑1筆、152㎡と、田1筆、2,381㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑と青地の田で、現地を確認したところ、田は田植済み、畑は野菜が作付されていきました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は高齢となり今後耕作ができなくなることから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、田は畑として利用していくとのことです。

番号5、土地の表示、余呉町川並地先の畑1筆、327㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、柿の木と一部茶が植えられていました。譲受人は他市の方ですが、家族のリハビリ等のため申請地には何度も来られているとのことです。一方、譲渡人は耕作をされなくなり、草刈のみされている状況で、今後、譲受人が家庭菜園等をされるため、両方で話がまとまり、申請されたものです。

番号6、土地の表示、加田町地先の畑1筆 66㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地を確認したところ、雑草がありましたが、耕作再開が可能な状況です。申請地は空き家バンクからの案件で、空き家に付随した農地として、今後譲受人において耕作されるとのことで、話がまとまり、申請されたものです。

番号7、土地の表示、高月町高月地先の畑1筆、109㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、野菜の作付けがなされていきました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲受人は申請地の隣に居住しており、管理がしやすいことなどから両方で話がまとまり申請されたものです。

番号8、土地の表示、湖北町山本地先の登記地目、田1筆、83㎡と、畑2筆、363㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地のうち、登記地目、田は青地、畑2筆は白地で、現地を確認したところ、それぞれ、青地の土地は、果樹、白地の畑は野菜の作付けがなされていきました。今後は、すべて畑として利用するとのことです。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は高齢となり耕作ができないことから、同じ集落に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号9、土地の表示、湖北町伊部地先の畑1筆、363㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、一部果樹が栽培されていきました。申請地は、令和5年7月10日付け、前回の総会ですが、売買により3条の許可を行った案件ですが、権利移転の内容は贈与であったとのことで、今般再度申請されたものです。

番号10、土地の表示、内保町地先の田1筆、612㎡と、大依町地先の畑1筆、1,668㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも青地で、現地を確認したところ、田は転作地の状況です。また、畑は休耕の状態ですが、耕作再開が可能な状況です。申請地の現在の所有者は、相続財産名義となっています。今般、相続財産管理人から、農業もされている申請人に任意売却による話があり、申請をされたものです。

番号11、土地の表示、名越町地先の畑1筆、208㎡と、登記地目、田1筆、102㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも白地の畑と田で、現地を確認したところ、耕作をするべく整地がされており、いずれも畑として利用するとのことです。譲渡人

と譲受人は同じ集落の方です。譲受人は、申請地隣接の土地を自宅として購入されており、今後は申請地で家庭菜園等をするため、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

番号12、土地の表示、安養寺町地先の田1筆、374㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ、田植済みの状況でした。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。申請地はかねてから、耕作可能な譲受人名義で所有権移転の仮登記が設定されており、今回、3条の許可を得て本登記とするため、申請されたものです。

番号13、土地の表示、尊野町地先の畑3筆、322㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、いずれも白地の畑で、現地を確認したところ、2筆は野菜の作付けがされており、1筆は果樹が植えられていました。譲受人は他県の方ですが、申請地隣接の家屋をすでに購入し、毎週末には耕作をされており、退職後には本格的に移住するとのこと。一方、譲渡人は相続により所有権を取得されていますが、他県に居住されており、耕作ができないことから、今回両方で話がまとまり申請されたものです。

番号14、土地の表示、湯次町地先の畑2筆、320㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも白地の畑で、現地を確認したところ、ある程度草刈りもされており、耕作再開が可能な状況です。申請地の現在の所有者は、相続財産名義となっています。今般、相続財産管理人から、譲受人に対して任意売却による話があり、申請をされたものです。なお、譲受人は申請地に隣接している家屋も購入されるため、購入後は移住し、家庭菜園として耕作をしていかれるとのこと。

以上、申請番号1から14につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び、申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第157号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第157号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第157号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第158号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第158号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年8月10日、長浜市農業委員会会長名。議案第158号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる7月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和5年8月3日に、15番の大塚高司委員、16番の阿辻康博委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、木之本町黒田地先、畑241㎡、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は宅地、北は里道です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されております。これは申請人が、15年前に車庫を立てるために一部整備したもので、5条許可を得て取得した農地の一部であるとの認識で行っていたものの、調査の結果、転用許可を得ていない農地に車庫を建築していたことが判明し、今回、申請されたものです。また、転用申請地の残りの敷地にも碎石を入

れて、駐車場として使用したい旨の申出を受けております。なお、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地西側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、湖北町山本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、農業用施設用地である場合には例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

（阿辻委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、湖北町山本地先、畑、115㎡、転用目的を農業用倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は農道、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されております。これは申請人が、昭和63年に農地転用許可を得て農業用倉庫を建築したものの、その後、増築されており、増築した敷地にかかる転用申請をしていないことが判明し、今回、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。なお、農業用倉庫については、今後、処分する方向で検討していることの申出を受けています。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地南側の水路に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第158号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

（多賀委員）

番号2についてお聞きします。説明の中で、農業用倉庫を処分するとのことですが、現在、この方は農業を廃業されているのでしょうか。また、どのような形で利用されるのでしょうか。

（事務局）

お答えします。今回の案件につきましては、先ほどの農地法第3条申請で、同じ方が農地

を売却されております。写真をご覧ください。申請者はご高齢で財産の処分をされており、同じ集落の方にということで、東側にあたるそちらの畑を売却されたということです。こちらにつきましても、現状のままでどなたかに売却できないかということで、畑の購入者にもお話をされているみたいです。まだ、具体的に売却が決定したというわけではないのですが、長年、農業用倉庫として使われてきた状況ですので、このまま農業用倉庫として申請を受けました。申請者の思いとしては、不確定ではございますが、そのまま倉庫として利用され、おそらく同じ集落の方になろうかとおっしゃっていました。まずは、地目が農地になっているのを是正したいということで、今回、申請されたとお伺いしております。

（多賀委員）

変更後の地目は宅地になるわけですね。

（事務局）

はい。地目としては宅地になると思われます。

（多賀委員）

宅地になった状態で、次の方へ売却をするだろうということですね。

（事務局）

はい、そうですね。宅地に変更して、現況、農業用倉庫のままで考えているとお伺いしているところです。

（多賀委員）

はい、分かりました。

（会長）

他にございませんか。

（会長）

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第158号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第159号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第159号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第159号につきましては、今月の締切までに12件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第158と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告いただきます。

(大塚委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、曾根町地先、畑2筆、191㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は申請者所有農地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、譲受人が平成7年に農地法の許可を得て、住宅を建築した際、同敷地の南側敷地を譲渡人から借り受けて、駐車場として整備されましたが、今回、同敷地を購入することになり、所有権移転の手続きを進めるにあたり、農地転用の許可を得ていないことが判明し、申請されたものです。なお、申請人からは、今後、許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で対応されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、三田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

（阿辻委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、三田町地先、畑、30㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は境内地、西は道路、南は境内地、北は境内地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、譲受人が生前の譲渡人から平成20年頃に駐車場として利用してほしいとの申出を受けて、敷地を整備して使用していましたが、今回、同敷地を購入することになり、所有権移転の手続きを進めるにあたり、農地転用の許可を得ていないことが判明し、申請されたものです。なお、申請人からは、今後、許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出されており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、大路町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、大路町地先、畑、206㎡、契約内容は贈与で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は里道及び水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地の一部はすでに造成されています。これは、譲受人が譲渡人に対し、15年ほど前に寺の駐車場として利用したいとの申出し、無償で敷地を借り、駐車場として使用していましたが、今回、譲渡人から同敷地を無償で提供いただくことにな

り、所有権移転の手続きを進めるにあたり、農地転用の許可を得ていないため、申請されたものです。なお、申請人からは、今後、許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側水路及び南側水路に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、湖北町小倉地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、湖北町小倉地先、畑2筆、397㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は申請者所有農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに一部造成されています。これは、譲渡人の先代が平成4年頃に内職の作業場として使用するために、作業小屋を設置していたもので、現在、取り壊して更地となっております。今回、同敷地に所有者の子供が住宅を建築することになり、地目を宅地に変更する必要がでてきたため、申請されたものです。なお、申請人からは、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接土地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、内保町地先、畑5筆、5,339㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は山林、西は山林、南は山林、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は相続人がいない状況で長らく放置されていましたが、相続財産管理人が選任されて、財産の一括売却が行われることになり、譲受人が同敷地を貸駐車場として整備することになり、申請されたものです。なお、同敷地を借り受ける運送業者とも賃貸借契約を締結しており、整備され次第、使用される予定です。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地にもないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けていたしております。本案件の詳細につきましては、申請番号5に関連があることから、引き続き大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、大依町地先、田1筆、畑6筆、2,324㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は転用申請地、西は道路、南は道路、北は里道です。

写真をご覧ください。申請地は、申請番号5の敷地同様、相続人がいない状況で長らく放置されていましたが、相続財産管理人が選任されて、財産の一括売却が行われることになり、譲受人が同敷地を貸駐車場として整備することになり、申請されたものです。なお、同敷地を借り受ける運送業者とも賃貸借契約を締結しており、整備され次第、使用される予定です。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地にもないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

（阿辻委員）

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、大依町地先、畑2筆、1,827㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は転用申請地、南は道路、北は里道です。

写真をご覧ください。申請地は、相続人がいない状況で長らく放置されていましたが、相続財産管理人が選任されて、財産の一括売却が行われることになり、譲受人が同敷地を資材置場として整備することになり、申請されたものです。なお、同敷地には、転用許可を得ずに、物置が設置されており、相続財産管理人から無断転用にしたことに対し、深く反省している旨の添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号8、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、申請番号7と関連があることから、引き続き阿辻委員よりご報告をいただきます。

（阿辻委員）

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、大依町地先、田4筆、1,196㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は里道、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、相続人がいない状況で長らく放置されていましたが、相続財産管理人が選任されて、財産の一括売却が行われることになり、譲受人が同敷地を資材置場として整備することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、隣接農地との境界にL型擁壁を設置するとともに、素掘りの水路を通じて排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号9、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、申請番号7、8と関連があることから、引き続き阿辻委員よりご報告をいただきます。

（阿辻委員）

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、大依町地先、田、543㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は里道、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、申請番号5から8までの敷地同様、相続財産管理人が選任されて、財産の一括売却が行われる物件の一つで、譲受人が同敷地を資材置場として整備することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、隣接農地との境界にL型擁壁を設置するとともに、素掘りの水路を通じて排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号10、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、申請番号7、8、9と関連があることから、引き続き阿辻委員よりご報告をいただきます。

（阿辻委員）

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、大依町地先、畑、142㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は里道、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は相続人がいない状況で長らく放置されていましたが、相続財産管理人が選任されて、財産の一括売却が行われることになり、譲受人が同敷地を資材置場として整備することになり、申請されたものです。なお、同敷地は、周辺敷地と合わせて、今回、一括購入する宅地にある廃墟となった家屋を取り壊した廃材等の一時保管する場所として使用するとともに、一括購入する山林にかかる木材置場として使用したい旨の申出を受けています。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地

に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号11、小堀町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。申請地は、市庁舎の一部である、ながはまウェルセンターから300m以内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は、土地の表示、小堀町地先、田3筆、1,576㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は水路、南は宅地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。借受人が申請地の東側で運送会社を営んでおり、同敷地の一部を返却することになり、同敷地を利用して駐車している運送トラックや従業員の車の駐車場を確保するために、隣接農地を借り受けることになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、西側水路に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号12、大寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

（阿辻委員）

番号12について報告します。航空写真をご覧ください。番号12は、土地の表示、大寺町地先、畑、251㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は里道、北は水路です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、譲渡人の先代が50年以上前に農業用小屋を建築するために造成したもので、現在は、取り壊して更地になっております。今回、隣接の個人経営の法人の社長の息子が、家族用駐車場兼法人用駐車場として使用するために、土地を購入する話がまとまり、所有権移転手続きを進めるにあたり、農地転用許可を得ていないことが判明し、申請されたものです。なお、申請人からは、今後、許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第159号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(多賀委員)

番号5と6から10についてお聞きします。どちらの申請地付近にもこども園がある。そのような場合、農業委員会としてはお話しすることではないのかもしれませんが、子供に対する安全面を気にします。地元自治会の了承も得ているということですが、運送業者が利用されるということで出入りが多く思われる。面積的にも大きく、安全確保に関するお考え等、事務局はお聞きしているのでしょうか。

(事務局)

お答えします。当案件につきまして、具体的に教育委員会への照会等はないのですが、おっしゃる通り、周辺にはクリーンプラントがあり、当然、集落内の道を通り、頻繁に出入りすると思われませんが、地元自治会としては、クリーンプラントへのトラック等の通路は決められており、通路を通って出入りすることを一定の条件といいましょうか、そういうことなら承諾されており、譲受人も了解いただいているかと思われします。なお、自治会で役員会を開かれ、その場でご説明などされて、了承をいただいたと伺っております。お聞きしているところでは、地元自治会としては対応されており、あとは安全面という部分で、こども園や公園がある場所でございますので、当然、運送会社も十分承知のうえで借りる、という話を聞いておりますので、そこら辺の安全対策というものは、十分、注意を払っていただく必要があるものと、理解をいただいていると農業委員会では判断をしているということです。教育委員会に当案件の事を、今、現時点で照会等を行っているわけではないのですが、安全面には十分配慮するということを伺っていると確認しております。

(多賀委員)

このまま工事に入れられるにしても、相当な車の出入りがあるかと思われしますし、一般の方も来られる場所なので、十分、注意してもらいたい。また、番号6、7、8についてお聞きします。地図で見ますと、資材置場として一帯化されるのでしょうか。

(事務局)

ご説明させていただきます。真ん中に里道があり、全部が一帯的というわけではなく、道路を挟んだかたちとなり、別々ということで、離れていることになります。

(会長)

こちらは諮問案件になるのですか。

(事務局)

お答えします。番号5については、3,000㎡を超えている案件でありますので、県の諮問案件となります。

(会長)

こども園等がある場合、安全対策をどれぐらいするのか。例えば、工事中は交通整理員を配置する、道路を汚さないようにタイヤの洗浄をする等、少しお伝え願いたい。

(事務局)

はい。今、ご指摘いただいた部分について事業所へ説明させていただきます。諮問案件でございますので、来週にある、県のヒアリングでも説明いただくようにします。

(多賀委員)

写真を見ると、水稻をされているように見える。申請地の隣の田は、現状のまま水田として残るわけですね。両側にL型側溝を入れて、両側に素掘りの水路を造られるのですね。残りはどのくらいの面積ですか。

(事務局)

残りの面積は500㎡です。

(多賀委員)

隣接農地所有者や耕作者が了解されているなら、何も言うことはないのですが。どの程度の高さまで埋立てされるのか分かりませんが、何かかわいそうだなと思います。

(事務局)

はい。ご指摘の通り、今回の申請で両サイドが資材置場に囲まれる農地になってしまうということで、それは譲受人が農地の所有者兼耕作者にご説明をされ、なかなか、作る側としては、ちょっと思うところがあるのですが、いろんな話もされているようです。雨水、排水の対策をちゃんととるということで御説明をされ、一応、了解がされているということで、申請を受け付けしております。

(会長)

お願いします。他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第159号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第160号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第160号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年8月10日提出 長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、所有権移転の案件がございます。所有権の移転につきましては、所有者2人、取得者2人、筆数は4筆、面積は8,947㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、所有権移転について、と記載されている番号1から番号4につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号4については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第160号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第160号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第161号、農用地利集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第161号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和5年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、新規の中間管理権の設定の案件がございます。番号1から番号6までが新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手3人に対して借り手が3人で、筆数は6筆、合計の面積で、13,330㎡を利用権設定される計画です。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第161号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第161号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として、意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第162号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第162号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました、1番から番号33の33件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第162号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは、議案第162号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。